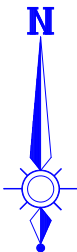
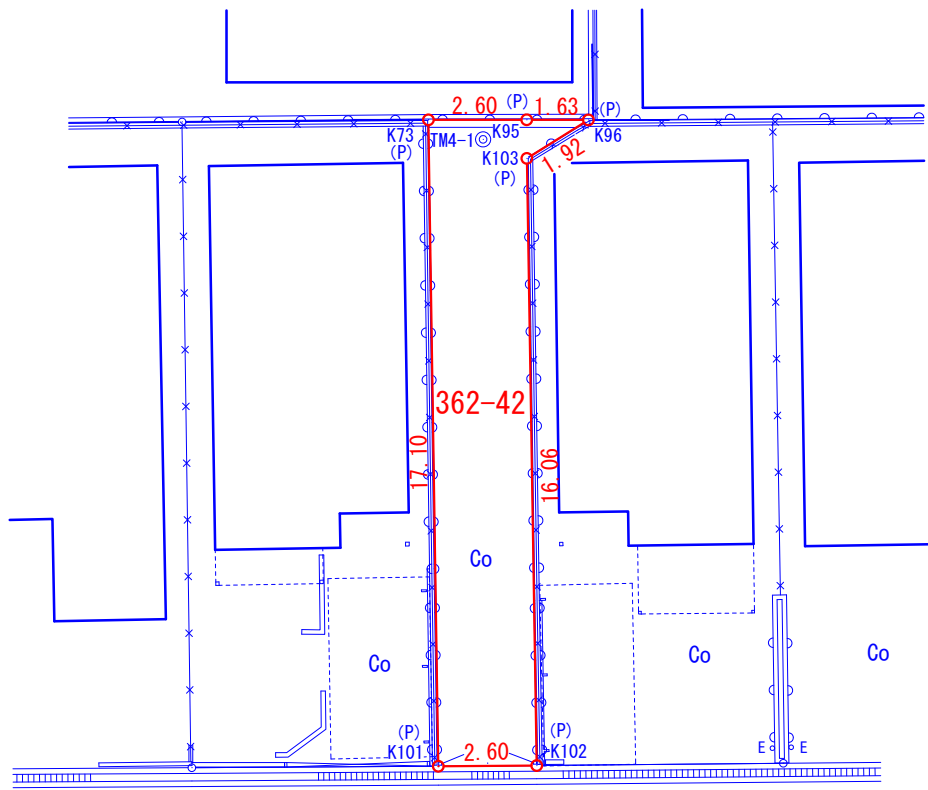


用地平面図

所在地：松原市一津屋五丁目362番42



S=1：200



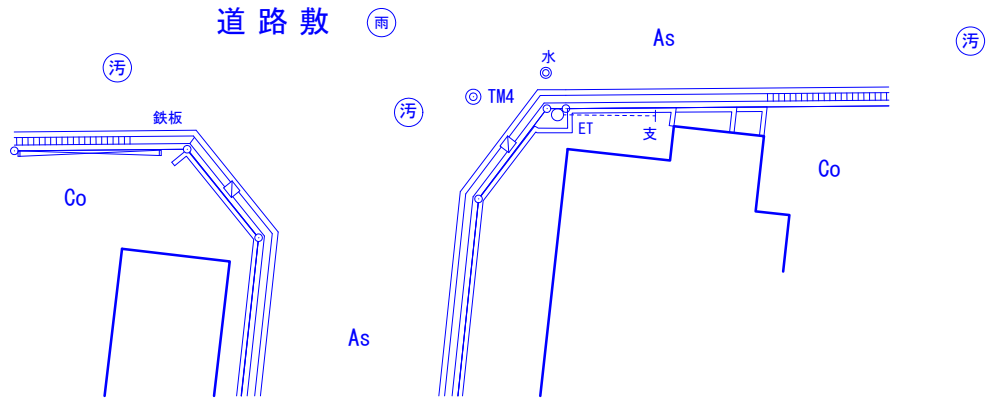
座標求積表

地 番	362-42		
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	距 離
K101	-157226.806	-38926.152	2.60
K102	-157226.787	-38923.548	16.06
K103	-157210.727	-38923.809	1.92
K96	-157209.709	-38922.181	1.63
K95	-157209.705	-38923.813	2.60
K73	-157209.707	-38926.414	17.10
倍 面 積			90.426972
面 積			45.2134860
地 積			45.21

$A=1/2 \sum (X_2-X_1) (Y_1+Y_2)$

地 番	362-42
土地所有者	大阪府住宅供給公社
登記地目	宅地
現況地目	通路
公簿面積	45.21 m ²
実測面積	45.21 m ²

筆 界	境界標の種類
(P)	プレート



所 在 地	松原市一津屋五丁目362番42
図 名	用地平面図
縮 尺	1：200
作業機関名	有限会社トモ測量設計事務所
作 成 者	岡 田 公 久
登 録 番 号	測量士登録第S62-1963号
作成年月日	令和 8 年 5 月 25 日
大 阪 府 住 宅 供 給 公 社	

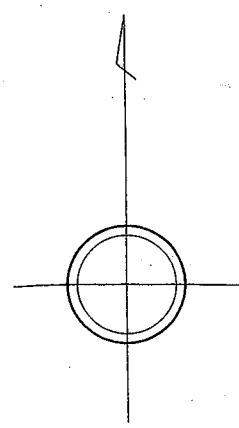
325692

地番	④ 362-42
----	----------

地積測量図

土地の所在	松原市 津島町 津島5丁目
-------	---------------

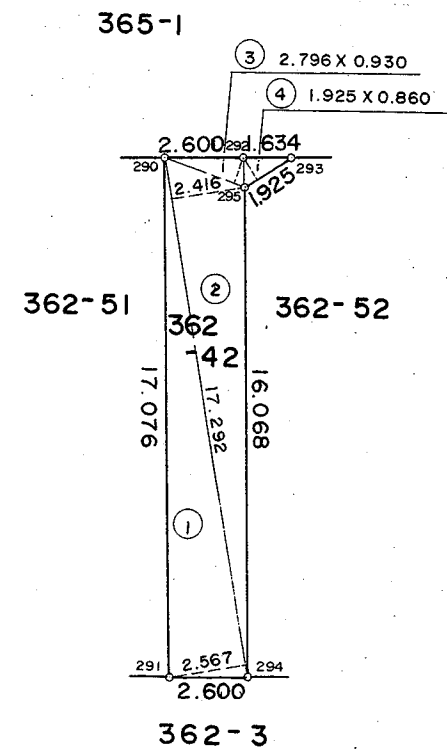
前 後・新



34
64

面積計算書

④ 地番	符号	底辺	垂線	倍面積
362-42	1	17.292 ×	2.567 =	44.388564
	2	17.292 ×	2.416 =	41.777472
	3	2.796 ×	0.930 =	2.600280
	4	1.925 ×	0.860 =	1.655500
		合計	=	90.421816
地積 =		45.21 m ²	二除	= 45.2109080



境界標種類
。金 属 標

作製者 大阪府吹田市南吹田三丁目九番九号
株式会社 橋本測地設計事務所
土地家屋調査士 熊沢六郎 (昭和 59 年 6 月 8 日作製)

申請人 大阪市東区今橋貳丁目貳番地
藤浪ビル内
大阪府住宅供給公社
登記嘱託職員 企画部長 中道芳昭

縮尺 1/250

所 在 ・ 地 番 ・ 縮 尺
図面記載のとおり
複写機により作成

これは図面の写しである。

平成23年1月18日

大阪法務局堺支局 登記官 神崎嘉人



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年6月22日	不動産番号	1221000220430
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	松原市一津屋5丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
362番42	宅地	45	21	362番2から分筆 昭和59年6月22日	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和58年5月23日 第4745号	所有者 大阪市中央区今橋二丁目3番21号 大 阪 府 住 宅 供 給 公 社 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年6月22日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和8年4月6日

大阪法務局

登記官

安 達 義 弘

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K74891 (3/10)

